平成２８年（フ）第５５号
広島市安佐南区東野３丁目13番27－９－101号
債務者　武田　孝美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　好勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６号
北海道北斗市七重浜４丁目28番25号　ハイツはしもと　１階左
債務者　齋藤　静香
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
千葉県山武市大木844番地35
債務者　小金澤道浩
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
新潟県長岡市住吉２丁目９番16号
債務者　片岡　綾子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３号
新潟県長岡市釜ケ島265番地
債務者　新保亜由美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
福岡県築上郡築上町大字湊124番地１
債務者　有田　純子（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
さいたま市桜区大字下大久保1213番地２　リバーサイドやよい102号
債務者　勝田　信男
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目８番29－103号
債務者　竹森　健二
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
大阪府岸和田市春木泉町１番９－204号、前住所大阪府貝塚市二色２丁目５番５－210号
債務者　吉田惠美子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４号
大阪府泉南郡田尻町吉見590番地２スカイプラザⅠ101、住民票上の住所大阪府泉南郡田尻町吉見590番地14
債務者　長山　亞希（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
大阪府岸和田市小松里町856番地の１シャトー太陽Ⅱ403号、前住所大阪府岸和田市上松町990番地の53
債務者　西村　覚成
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
大阪府和泉市池上町１丁目２番４－208号、前住所大阪府和泉市王子町３丁目６番35－303号
債務者　赤川　文子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
大阪府泉佐野市日根野3004番地の９、前住所大阪府豊中市服部西町３丁目11番２－202号
債務者　糀谷　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
大阪府泉大津市菅原町15番10号サラセニア106号、前住所大阪市天王寺区生玉町１番27－1402号
債務者　田中　隆博
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
大阪府泉大津市菅原町15番10号サラセニア106号、前住所大阪市天王寺区生玉町１番27－1402号
債務者　田中　優華（旧姓湯野）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目８番29－303号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目15番21－15号
債務者　細見　　香（旧姓出田）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
大阪府岸和田市加守町４丁目22番25号
債務者　中神　奈美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係